

国立大学法人大分大学育児休業等職員給与支給細則

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第34条第6号の規定に基づき、育児休業等をする職員の給与に関して、必要な事項を定める。

(期末手当等の支給)

第2条 給与規程第34条第2号イ及びハに規定する「別に定めるこれに相当する期間」は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業をしていた期間
- (2) 国立大学法人大分大学期末手当及び勤勉手当支給細則（平成16年細則第16号。以下「期末手当等支給細則」という。）第2条第3号から第5号までに規定する職員（同条第4号に規定する職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間
- (3) 休職にされた期間（期末手当等支給細則第4条第2項第3号ア及びイに規定する期間を除く。）

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第3条 給与規程第34条第4号に規定する「別に定める」号給の調整については、その職務に復帰した日及びその翌日以降における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成16年細則第1号）第38条に規定するところにより、その者の号給を調整することができる。

第4条 国立大学法人大分大学職員退職手当規程（平成16年規程第29号）第9条の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとし、2分の1（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあっては3分の1）に相当する月数を在職期間から除算する。

(不利益取扱いの禁止)

第5条 職員は、育児休業及び部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則（平成16年細則第17号）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第16号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第43号）

この細則は、平成18年10月17日から施行する。

附 則（令和4年細則第17号）

この細則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和7年細則第15号）

この細則は、令和7年3月1日から施行する。